

令和6年度（2024年度）熊本県外国人介護人材住居借上支援事業費補助金 募集要項

1 事業の趣旨

少子高齢化に伴い、介護従事者が減少する一方、令和22年度には県内の介護人材が9,000人以上不足すると見込まれており、外国人介護人材の確保は人材不足の一つの解決策として考えられる。

そこで、本事業では、県内の外国人介護人材の更なる確保を目的として、外国人介護職員を雇用する際に、介護施設等が借り上げる住居の家賃等に要する経費の一部を補助する。

2 補助対象事業者

県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）による指定又は許可を受けた介護サービス事業者であって、外国人介護人材用の住居を借り上げ、居住させている者。

3 対象となる外国人介護人材

熊本県内で介護職員として勤務している者又は勤務予定のもので、次のいずれかの在留資格を有する者。

- (1) 特定活動（経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者に限る）
- (2) 介護
- (3) 技能実習
- (4) 特定技能1号

4 補助対象経費

外国人介護人材を雇用する際に、県内の介護サービス事業者が借り上げる住居の賃借料及び共益費（管理費）

※補助対象住居の賃借料に光熱水費やインターネット回線使用料等が含まれている場合は、それらを除いた額を補助対象経費とする

【補助対象外となる経費】

- ・敷金、礼金、更新料

5 補助対象期間

補助事業の期間は、当該年度の4月1日から3月31日までの期間のうち、雇用を開始しかつ補助対象住居へ入居した日から、雇用終了等により補助対象住居から退去した日まで

6 補助基準額

- (1) 補助基準額

1戸あたりの月額から居住者負担額及び他の補助金制度による収入を引いた

額の1/2以内（1万5千円を上限）。

なお、1戸に複数人で入居する場合は、補助対象経費の合計額を入居人数で除した額から他の補助金制度による収入及び入居者毎の居住者負担額を引いた額の1/2以内（1万5千円を上限）。

（2）補助限度額

補助金の交付限度額は、1施設等につき20万円。

7 申請方法等

（1）提出書類

- ①補助金交付申請書（要項別記第1号様式）
- ②事業計画書（要領別記第1号様式）
- ③収支予算書（要項別記第2号様式）
- ④補助金所要額調書（要領別記第2号様式）
- ⑤補助対象外国人介護人材一覧（計画）（要領別記第3号様式）
- ⑥誓約書（要領別記第4号様式）

※申請書等様式は県ホームページに掲載

【URL】 <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/32/221162.html>

（2）提出方法

LoGo フォーム及び紙媒体にて申請書類を提出

【URL】 <https://logoform.jp/form/x4b6/838316>

（3）募集期間

公表日～令和7年（2025年）1月10日（金）

※申請事業者が少ない場合には、予算の範囲内で追加募集を行う。

（4）問い合わせ及び送付先

熊本県健康福祉部 長寿社会局 高齢者支援課 企画班 古閑

TEL：096-333-2215

8 審査方法

（1）審査

応募要件を満たしているか、また、内容などを県で審査したうえで、予算の範囲内で補助金の交付事業者を選考する。

（2）交付決定

審査結果をもとに、予算の範囲内で補助金の交付及びその額又は不交付を決定し、1月下旬頃に通知する。

9 実施スケジュール及び今後の手続き

交付申請（事業者→県） 令和7年（2025年）1月10日（金）✕

交付決定（県→事業者）	令和7年（2025年）1月下旬 ※上記スケジュールはあくまでも予定です。
実績報告（事業者→県）	事業を完了した日から30日以内、又は 令和7年（2025年）3月31日（月） までのいずれか早い日までに提出
実績報告審査 補助金額の確定（県）	実績報告書等の審査を随時実施
補助金請求書の提出 （事業者→県）	補助金額確定後、速やかに提出
補助金支払（県→事業所）	請求書受領後、速やかに支払い

（1）補助事業の内容等の変更

交付申請内容に変更（軽微な変更を除く。）がある場合は、次の書類を提出すること。変更申請書の提出がないまま事業が実施された場合、収支予算書に基づかない支出については、補助対象外となる場合もある。

- ①補助金変更申請書（要項別記第4号様式）
- ②事業変更計画書（要領別記第1号様式を準用する）
- ③変更後の補助金所要額調書（要領別記第2号様式を準用する）
- ④変更後の収支予算書（要項別記第2号様式を準用する）
- ⑤その他必要な書類

（2）事業完了後の実績報告

事業完了後は次のとおり、実績報告書を提出する。

収支予算書に基づかない支出や正当な手順を踏んでいない支出については、補助対象外となる場合がある。

【提出期限】

事業を完了した日から30日以内、または令和7年（2025年）3月31日（月）のいずれか早い日まで。

【提出先】

※申請書提出先に同じ

【提出書類】

- ①補助金実績報告書（要項別記第7号様式）
- ②事業実績書（要領別記第5号様式）
- ③補助金精算調書（要領別記第6号様式）

- ④収支精算書（要項別記第2号様式）
- ⑤補助対象外国人介護人材一覧（実績）（要領別記第7号様式）
- ⑥その他必要な書類（外国人介護人材の住居が確認できる書類、家賃等が確認できる書類等）

（3）補助金の支払

補助金の交付（支払い）は口座振替とする。

なお、事業の実施に必要な場合は、概算払を行うことができるが、その場合は、事前相談を行うものとする。

（4）補助金の返還

事業完了後、実績報告書の内容を確認し、補助金の額を確定する。

その結果、既にその額を超える補助金を交付している場合は、補助金の全部又は一部を返還いただく場合がある。

10 その他留意事項

- （1）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告すること。なお、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （2）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管すること。
- （3）補助申請者の構成事項（代表者や住所等）に変更があった場合は、速やかに県に報告すること。